

海上自衛隊呉史料館  
維持管理運営事業

落札者決定基準

令和2年9月

防衛省

## 第1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準は、国が本事業における落札者を決定するにあたり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

なお、本資料において用いる用語の定義は、別段の定めがない限り、入札説明書において使用する用語と同一の定義である。

## 第2 評価の対象

本落札者決定にあたっての評価の対象は、入札された本事業に関して、事業計画に関する事項、展示物等更新業務、維持管理業務、運營業務及び入札価格とする。

## 第3 落札者決定の方法

### 1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに公共施設等に係る整備・維持管理に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価一般競争入札を採用する。

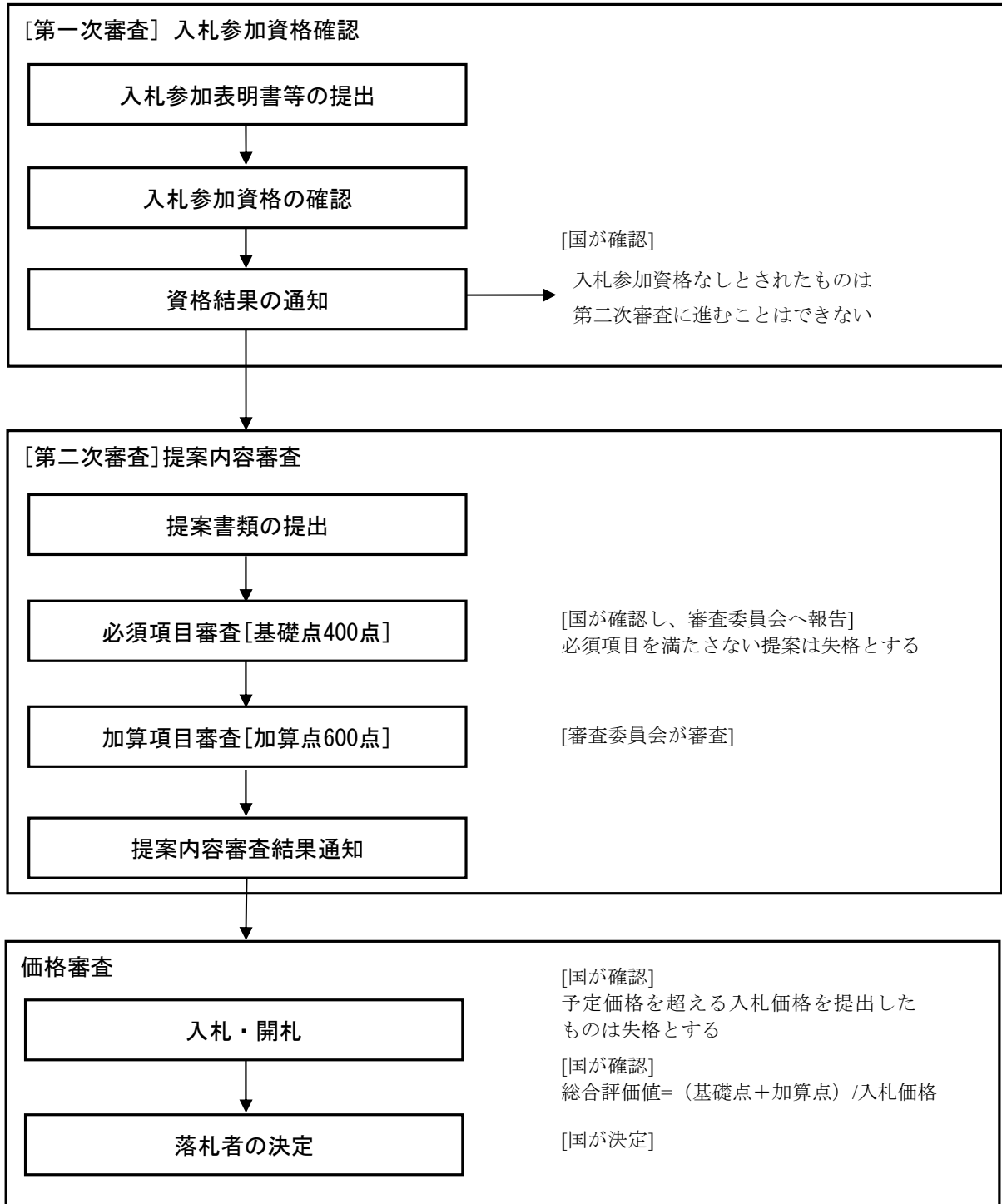
また、審査は入札参加希望者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

### 2. 落札者決定の体制

国は、総合評価一般競争入札を実施するにあたり、部外学識経験者、中国四国防衛局職員、呉地方総監部職員等で構成する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された第二次審査資料の審査を行う。

## 第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



## 第5 第一次審査

入札参加希望者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

### 1. 資格審査

入札参加希望者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

### 2. 実績等審査

入札参加希望者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

## 第6 第二次審査

総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

### 1. 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順及び方法は、以下のとおり

#### (1) 事業提案の審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容(以下「事業提案」という。)を審査する。なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、その部分は対象としない。

#### ① 必須項目審査

事業提案について、要求水準(必須項目)を全て充足しているかについて審査を行う。

全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者については、基礎点400点を付与する。

なお、要求水準とは「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 業務要求水準書」(添付資料1)に定める要求水準をいう。

#### ② 加算項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に国が特に重視する項目(加算項目)について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で600点満点とする。

#### ア) 審査委員会委員による評価及び採点意見の作成

審査委員会の委員は、別紙に示す審査のポイントに基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行ったうえで、採点意見を作成し、審査委員会に提出する。

#### イ) 審査委員会における採点及び審査結果案の作成

審査委員会は、各委員の採点意見を踏まえ審査結果案を作成し、国に提出する。なお、審査委

員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、事業提案に関する内容を確認する場合がある。また、審査委員会は、見積書に比して事業提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある。

#### ウ) 国による審査結果の決定・加算点付与

国は、審査委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、①により付与された基礎点に加算点を付加する。

#### (2) 入札価格の確認(開札)

入札参加者の入札価格が、国の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札参加者については、失格とする。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を越えている場合は、再度入札を行う。

#### (3) 総合評価

##### ① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案及び(2)の入札価格の審査結果をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

##### ② 評価内容の公表

国は、落札者を決定した後、審査委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

## 2. 事業提案の審査方法

### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める詳細図面又はイメージ図等(以下「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・実現性や各記載事項での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

### (2) 必須項目審査

事業提案の内容が、必須項目について要求水準を充足するか否かを審査する。

なお、事業提案において求める記載事項は、入札説明書に示す。

事業提案は、国が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。国は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

### (3) 加算項目審査

加算項目審査では、事業提案が要求水準(必須項目)を充足したうえで、更に別紙に示す加算

項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算項目ごとに設定され、各加算項目に配点が付される。

なお、審査にあたっては、各項目に設定している評価のポイントに基づき採点する。

### **3. 事業提案の位置付け**

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問又は指摘若しくは意見への回答も同様とする。

加算項目における評価内容については、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算項目の評価基準に合致すると判断されたことにより加算点が付与された場合は、国及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

## 第7 総合評価

### 1. 総合評価の手順

入札価格、事業提案の審査結果に基づき、総合評価値を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

### 2. 総合評価の計算方法

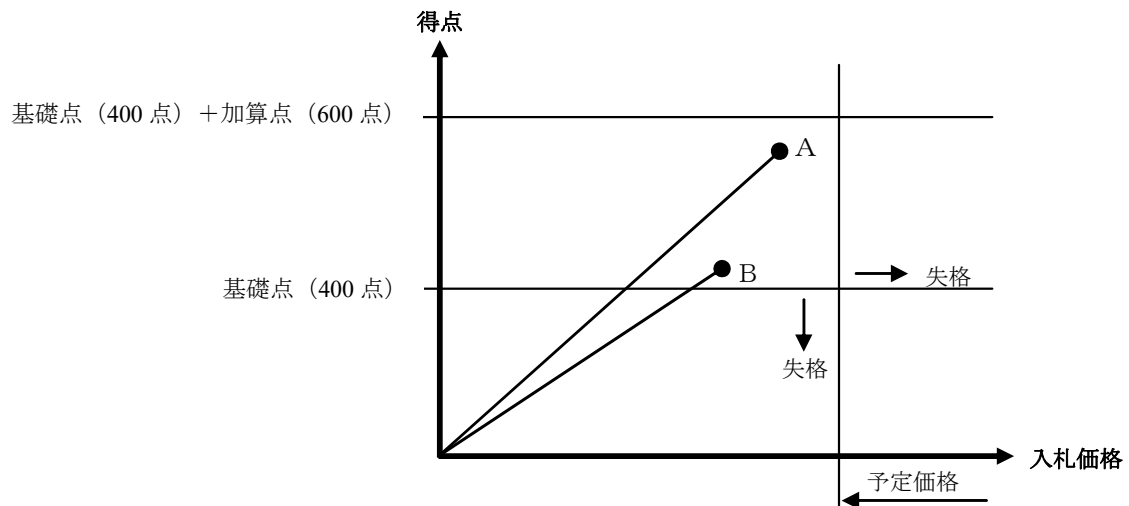
提案内容の審査結果を入札価格で除算し、総合評価値を算定する。

計算方法： 総合評価値 = 事業提案審査の得点 ÷ 入札価格

(事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点)

基礎点：加算点の最高点 = 400 点 : 600 点

### 3. 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

## 加算項目、審査のポイント及び配点

項目	加算項目	審査のポイント	配点
事業計画 (90点)	基本方針及び事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的及び史料館の基本コンセプトを踏まえた基本方針となっているか</li> <li>・地域共生、施設利用者へのサービス水準の維持及び施設利用者数の増加に向けた取組方針となっているか</li> <li>・本事業の特性に対応した、安定的かつ確実性の高いグループ構成、業務実施体制、役割分担体制となっているか</li> <li>・本業務を実施するにあたり構成員の業務実績は十分か</li> </ul>	30
	モニタリング及び国との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの方法とその仕組み等について、適切な計画となっているか</li> <li>・事業を実施するに当たっての国との連絡・報告・協議等の考え方、体制、方法について、適切な計画となっているか</li> <li>・防衛省職員との役割分担、連携について、適切な計画となっているか</li> </ul>	25
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクに対する明確な管理方策が計画されているか</li> </ul>	15
	事業の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の安定性を確保するのに適切な事業収支計画及び資金調達計画となっているか</li> <li>・出資構成・出資条件について、適切な計画となっているか</li> <li>・効果的な財務・資金管理方策が講じられているか</li> </ul>	20
展示物等 更新業務 (120点)	全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修企画業務の工程、実施体制について、適切な計画となっているか</li> <li>・供用中の施設改修について、利用者サービス等への影響最小限に抑える方策が講じられているか</li> <li>・施設改修中の安全対策に対して、適切な計画となっているか。</li> </ul>	40
	史料館施設・設備・展示用潜水艦・常設展示の改修企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的及び史料館の基本コンセプトを踏まえた計画となっているか</li> <li>・利用者が快適に観覧できるような改修内容となっているか</li> <li>・展示物の更新後のゾーニング、ストーリー性は適切か</li> <li>・更新される展示物は、史料館の魅力を向上させるものとなっているか</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮した計画となっているか</li> </ul>	80
維持管理 業務 (120点)	維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業務を円滑に行うための実施体制の提案 (人員記録、業務の分担、指揮命令系統、緊急時の対応)</li> <li>・各種記録、図書等の保管・管理に関する提案</li> <li>・設備に対するクレーム、故障等への対応に関する提案</li> </ul>	40
	維持管理業務(建築・設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全の考え方に基づき、ライフサイクルコストを考慮した建築物及び設備の維持管理計画となっているか</li> </ul>	40
	維持管理業務(外構・展示用潜水艦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全の考え方に基づき、ライフサイクルコストを考慮した外構及び展示用潜水艦の維持管理計画となっているか</li> </ul>	40



項目	加算項目	審査のポイント	配点
運営業務 (240点)	運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安定的な運営に資する運営体制及び職員の配置となっているか</li> <li>開館日や年間スケジュールについて、適切な計画となっているか</li> <li>資料の整理・保存について適切な計画となっているか</li> </ul>	40
	利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の利便性確保の視点から職員による応対やサービスの提供について、適切な計画となっているか</li> <li>ボランティア団体との連携（教育等）について、具体的な提案がなされているか。</li> <li>利用者の安全性確保について、適切な計画となっているか</li> <li>感染症対策や緊急時の対応について、適切な計画となっているか</li> </ul>	60
	常設展示・企画展示	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者を惹きつける工夫、興味を引き起こさせる工夫がなされているか</li> <li>企画展示について、積極的に取り組み姿勢が示されているか</li> <li>利用者のニーズや時代の変遷に柔軟に対応するための提案がなされているか</li> </ul>	40
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>呉史料館の集客に寄与するような具体的な提案がなされているか</li> <li>自衛隊員の募集広報としての効果が期待できるような具体的な提案がなされているか</li> <li>呉市近傍の施設との連携による広報効果の向上策が検討されているか</li> </ul>	60
	イベント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの実施について、魅力、創意工夫がみられる計画となっているか</li> <li>屋外施設開放業務、制服試着体験業務について、利用者の興味を引き起こす工夫がなされているか</li> </ul>	40
付帯事業 (30点)	付帯事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業との親和性は確保されているか</li> <li>利用者の利便性の向上に寄与する計画となっているか</li> <li>特定事業とのリスク分離はなされているか</li> <li>利用者数の増加に向けた提案がなされているか。</li> </ul>	30
加算点の合計			600